

令和3年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

令和3年11月22日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 報告〔 2 件 〕

報告第 8 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	1
報告第 9 号	専決処分事項の報告について 〈和解〉	……………	2

### ○ 承認〔 1 件 〕

承認第 8 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）〉	……………	3～4
---------	--	-------	-----

### ○ 条例に関する議案〔 7 件 〕

議案第 55 号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について【一部改正】	……………	5
議案第 56 号	かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例の制定について【一部改正】	……………	6
議案第 57 号	かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について【一部改正】	……………	7
議案第 58 号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改 正】	……………	8～10

議案第 59 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	11
議案第 60 号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	12
議案第 61 号	かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	13～14

○ 予算に関する議案〔 4 件 〕

議案第 62 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）	……………	15～20
議案第 63 号	令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予（第 1 号）	……………	21
議案第 64 号	令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	……………	22
議案第 65 号	令和 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	23～24

○ 契約の締結に関する議案〔 1 件 〕

議案第 66 号	（仮称）千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事変更請負契約の締結について	……………	25～26
----------	--	-------	-------

○ 指定管理者の指定に関する議案〔 1 件 〕

議案第 67 号	かすみがうら市交流センター等の指定管理者の指定について	……………	27
----------	-----------------------------	-------	----

○ その他の議案〔 6 件 〕

議案第 68 号	公の施設の区域外設置に関する協議について	.....	28～32
議案第 69 号	市道路線の認定について	.....	33～34
議案第 70 号	市道路線の認定について	.....	35～36
議案第 71 号	市道路線の認定について	.....	37～38
議案第 72 号	市道路線の廃止について	.....	39～40
議案第 73 号	市道路線の変更について	.....	41～42

報告第 8 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定及び和解)
---------	----------------------------------

1 要 旨

公用車の事故による示談の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

2 内 容

(1) 相 手 方

運 転 手 土浦市在住の個人

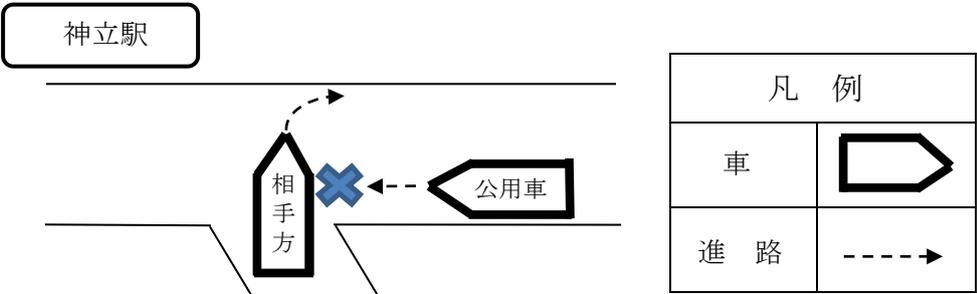
車 両 土浦市所在の企業

(2) 示談内容

- ・ 過失割合 かすみがうら市 10% : 相手方 90%
- ・ 損害賠償額 かすみがうら市 53,000円  
相手方 420,463円

(3) 事故の内容 令和 3 年 6 月 7 日に土浦市内において、県道を走行していた公用車に、右折しようとした相手方車両が接触した。

(4) 事故発生状況図



3 専決処分日

令和 3 年 10 月 14 日

[ 総務部：検査管財課 ]



承認第 8 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）〉
<p>1 要 旨</p> <p>令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチン追加接種（3 回目接種）の体制を確保し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経済活動に影響を受けた事業者への支援を行うことに加え、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、早急な予算措置をする必要があることから令和 3 年度一般会計補正予算（第 7 号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和 3 年 1 0 月 2 6 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

## 令和3年度 一般会計補正予算第7号 R031026専決

No	事業	内 容	単位：千円
1	公共交通対策事業（政策）		4,550
		新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等支援金	
		乗合バス事業者 5路線×200千円	
		貸切バス事業者 5事業者×500千円	
		30台×20千円	4,550
		タクシー・運転代行事業者	
		1事業者×100千円	
		7事業者×50千円	
2	新型コロナウイルスワクチン接種事業		149,333
		ワクチン接種謝礼	
		集団接種謝礼（医師、看護師、薬剤師等）	32,032
		相談体制等（コールセンター）設置委託	
		1月～7月	30,766
		ワクチン接種委託	55,917
		集団接種会場運營業務委託	2,069
3	不妊治療費助成事業（政策）		2,100
		不妊治療費補助金	
		100千円×21件	2,100
4	中小企業対策事業（政策）		29,000
		事業者支援一時金	
		（申請予定件数）250件×（交付額）100千円	
		茨城県から交付された営業時間短縮要請等関連	
		事業者支援一時金の対象となる事業者に対し、	
		上乗せ支援する。	25,000
		J P Q R導入促進奨励金	
		（申請予定件数）80件×（奨励金）50千円	
		J P Q R：一般社団法人キャッシュレス推進協議	
		会が策定した決済用統一QRコード・	
		バーコード	4,000
合 計			184,983
※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある			
1	繰越明許費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	147,903
		上記の事業費から、年度内に実施する業務を控除した事業費について、繰越明許費を設定するもの。	
		149,333千円－1,430千円＝147,903千円	
		・控除する事業費	1,430
		マイナンバー情報連携に係るシステム改修委託	550
		追加接種に伴うシステム改修委託	880

議案第55号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

年次休暇の計画的な取得を促進し、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に資するため、一の年ごとに付与している年次休暇を、市の会計年度に合わせて一の年度ごとに付与するよう所要の改正を行うもの

2 内 容

	改正前	改正後
年次休暇の付与単位	一の年ごとに付与 1月1日～12月31日	<u>一の年度</u> ごとに付与 <u>4月1日～3月31日</u>
市の会計年度の単位	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日

3 施行年月日

令和4年4月1日

[ 総務部：総務課 ]

議案第56号	かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するための緊急な作業を行った職員に特殊勤務手当を支給するよう所要の改正を行うもの</p> <p>2 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条（特殊勤務手当の種類） 「新型コロナウイルス感染症防疫作業手当」を新設</li> <li>・第3条の2（新型コロナウイルス感染症防疫作業手当） 当該手当の支給対象となる作業を定義</li> <li>・第12条（手当の額） 当該手当の額の上限を規定</li> </ul> <p>3 施行年月日</p> <p>令和4年1月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第 5 7 号	かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
-----------	---

1 要 旨

公共施設使用料の一部について、貸出しの実態に応じた改正を行うため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 対象施設

働く女性の家「多目的室」

(2) 改正理由

令和 3 年度に働く女性の家トレーニング室改修工事を行い、新たな名称を多目的室とする。貸室とするため、これに対応した使用料を設定する。

(3) 改正（追加）内容

働く女性の家	改正前			改正後（追加）		
	室名	料金		室名	料金	
トレーニング室	トレー ニング 室	市内	0 円	多 目 的 室	市内	940 円
		市外	0 円		市外	1,410 円

(4) 算定方法

公の施設使用料の貸室料金算定にのっとり、5.7 円（㎡単価）× 200.41 ㎡（多目的室面積）× 6 分の 5（減価償却按分）とし、端数を調整した。

市外料金は、市内料金の 1.5 倍とした。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

[ 公共施設等マネジメント推進室 ]

議案第 5 8 号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 連携施設の確保免除</p> <p>ア これまで、家庭的保育事業者、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者は、満 3 歳で卒園する子どもの受皿となる連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。）を確保することとされていたが、卒園後に保育所などを優先的に利用できる措置を講じている場合は、連携施設の確保を要しない旨を規定するもの（本則第 6 条第 4 項）。</p> <p>イ 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち満 3 歳以上の児童に対して保育を行う場合は、連携施設の確保を要しない旨を規定するもの（本則第 4 5 条第 2 項）。</p> <p>（2） 連携施設の確保義務の緩和（本則第 6 条第 5 項）</p> <p>家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業における卒園後の受け皿の役割等を担う連携施設に、企業主導型保育事業に係る施設（企業が自社従業員の子どもの預かるために事業所内や周辺の商業施設等に開設した保育施設をいう。）や地方公共団体からの助成を受けている認可外保育施設（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく茨城県知事などの認可を受けていない保育施設をいう。）を追加するもの。</p>	

(3) 食事の提供の特例（本則第16条第4項）

家庭的保育者の居宅において提供される食事について、保育所などから調理業務を受託し、一定の能力を有する事業者も認める旨を規定するもの。

(4) 電磁的記録による作成等（本則第49条）

諸記録の作成や保存、利用者に交付する書面等について電磁的記録により行うことができる旨を規定するもの。

(5) 経過措置期間の延長

ア 食事提供の経過措置が適用されている事業者のうち、居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長するもの（附則第2条第2項）。

イ 家庭的保育事業者、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置期間をさらに5年延長し、10年とするもの（附則第3条）。

(6) 職員配置の特例（附則第6条から第9条）

小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を規定するもの。

(7) その他引用条文の改正

3 施行年月日

公布の日

◆ 家庭的保育事業の概要

家庭的保育事業	
概要	平成22年4月から児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育事業の一つとして位置づけられた事業で、家庭的保育者*（保育士と同等以上の知識、経験を有すると市長が認める者など）の自宅や安全に配慮された保育室などで、満3歳未満の子どもを対象に家庭的な雰囲気の下で、きめ細かな保育を提供するものです。
定員	1人～5人
職員の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が行う研修を修了した保育士</li> <li>・保育士と同等以上の知識、経験を有すると市長が認める者</li> </ul>

◆ 小規模保育事業の概要

小規模保育事業			
概要	平成27年4月に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の保育事業の一つとして位置づけられた事業で、0から2歳までの子どもを対象にした保育をいい、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定するものです。		
事業類型	A型 (保育所の分園に近い)	B型 (AとCの中間型)	C型 (より家庭的保育事業に近い)
定員	6～19人		6～10人
職員の資格	保育士	1/2以上が保育士 (保育士以外は研修を実施)	家庭的保育者*

◆ 事業所内保育事業の概要

事業所内保育事業	
概要	平成27年4月に児童福祉法（昭和22年法律第164号）による家庭的保育事業等の一つとして位置づけられた事業で、事業所が主体となって、その従業員の子どもに保育を実施するほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供するものです。
職員数	定員20名以上 … 保育所の基準と同様
職員の資格	定員19名以下 … 小規模保育事業A型、B型の基準と同様

[ 保健福祉部：子ども家庭課 ]

議案第 5 9 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 連携施設の確保免除（本則第 4 2 条第 4 項）</p> <p>特定地域型保育 ※の提供を受けていた子どもが、卒園後に保育所などを優先的に利用できる措置を講じている場合は、連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。）の確保を要しない旨を規定するもの。</p> <p>※ 市が、地域型保育給付費の対象とする事業者から提供を受ける保育をいう。</p> <p>（2） 電磁的記録による作成等（本則第 5 3 条）</p> <p>諸記録の作成や保存、利用者に交付する書面等について電磁的記録により行うことができる旨を規定するもの。</p> <p>（3） その他引用条文の改正</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：子ども家庭課 〕</p>	

議案第60号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）に規定される出産育児一時金の支給額について見直しがあったことから、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 出産育児一時金に係る支給額の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産科医療保障制度※において、1分娩あたり1万6,000円だった掛金を1万2,000円に減額する見直しが行われたことに併せ、掛金相当額を加算し支給する出産育児一時金の総額については、少子化対策の重要性を鑑みて支給総額の42万円を維持することとされたことから、政令に準じ、条例に規定する支給額40万4,000円にその差額4,000円を加算し、40万8,000円とするもの。</li> </ul> <p>※ 産科医療保障制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景に、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担の軽減、原因分析及び再発防止に資する情報提供を目的に、平成21年に創設された公益財団法人日本医療機能評価機構が行う制度。</li> </ul> <p>3 施行年月日</p> <p>令和4年1月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第61号	かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	--

1 要 旨

都市計画法における開発許可制度の見直しに係る改正に伴い、災害リスクの高いエリアにおける開発の抑制を図るため改正するもの。

また、都市計画法第34条第12号に基づく開発許可要件において、対象建築物の用途を一部改正するもの。

2 内 容

開発を抑制する区域

改正前	改正後
① ① ① <small>いっすい たんすい</small> 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域	① 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の災害危険区域
② ② ② 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域	② 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
③ ③ ③ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を <small>かんよう</small> 涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域	③ 急傾斜地崩壊危険区域
	④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域
	⑤ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想

	<p>定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第二条第一項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域</p> <p>⑥ 前各号に掲げる区域のほか、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域（改正前の①～③の区域）</p>
--	--

改正する建築物用途

改正前	改正後
専用住宅 （住宅のみに限定）	一戸建ての住宅 （専用住宅用途に併用住宅等用途が追加される）

3 施行年月日  
 令和4年4月1日

[ 都市建設部：都市整備課 ]

議案第62号	令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億2千137万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ206億2千779万5千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	3,102,532	153,368	3,255,900
県支出金	1,525,387	52,796	1,578,183
寄附金	29,904	8,954	38,858
繰越金	317,329	100,019	417,348
諸収入	545,588	6,241	551,829
歳入合計	20,306,417	321,378	20,627,795

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	143,028	144	143,172
総務費	2,029,601	74,572	2,104,173
民生費	6,483,216	295,432	6,778,648
衛生費	2,020,893	△17,985	2,002,908
農林水産業費	855,009	25,347	880,356
商工費	898,364	△5,238	893,126
土木費	1,520,104	△6,167	1,513,937

消防費	881,334	△25,639	855,695
教育費	3,342,273	△19,088	3,323,185
歳出合計	20,306,417	321,378	20,627,795

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	144	総務課
イ 総務費の事業費		
職員等人件費	62,813	総務課
基金運用事業	8,954	政策経営課
企画調整事業	330	政策経営課
電子自治体推進事業（政策）	2,475	情報政策課
ウ 民生費の事業費		
職員等人件費	△16,534	総務課
国民健康保険特別会計繰出事業	5,134	国保年金課
障害者自立支援事業	106,675	社会福祉課
国民年金事務事業	330	国保年金課
介護保険特別会計繰出事業	△5,833	介護長寿課
児童扶養手当支給事業	10,175	子ども家庭課
児童手当支給事業	2,771	子ども家庭課
やまゆり保育所管理運営事業	2,911	やまゆり保育所
広域委託事業	824	子ども家庭課

民間保育所事業（政策）	27,362	子ども家庭課
認定こども園事業	92,062	子ども家庭課
生活保護等総務事業	18,823	社会福祉課
生活保護等扶助事業	50,732	社会福祉課
エ 衛生費の事業費		
職員等人件費	△22,137	総務課
感染症対策事業	489	介護長寿課
各種検診事業	1,870	健康づくり増進課
ウエルネスプラザ管理運営事業（政策）	1,793	健康づくり増進課
オ 農林水産業費の事業費		
職員等人件費	10,128	総務課
園芸振興事業（政策）	6,900	農林水産課
農地中間管理事業（政策）	432	農林水産課
土地改良整備支援事業（政策）	3,205	農林水産課
農地維持・資源向上対策事業	4,682	農林水産課
カ 商工費の事業費		
職員等人件費	△13,726	総務課
雪入ふれあいの里公園等管理運営事業（政策）	3,086	観光課
ふるさと応援事業（政策）	5,402	地域未来投資推進課
キ 土木費の事業費		
職員等人件費	△6,167	総務課
ク 消防費の事業費		
職員等人件費	△25,639	総務課
ケ 教育費の事業費		
職員等人件費	△19,088	総務課
〔 市長公室：政策経営課 〕		

## 令和3年度 一般会計補正予算第8号 R031130第4回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	基金運用事業		8,954
		地域づくり基金積立金（ふるさと納税分）	8,954
2	電子自治体推進事業（政策）		2,475
		茨城県共同システム整備運営協議会負担金 電子納付機能の追加	2,365
3	国民健康保険特別会計繰出事業		5,134
		国民健康保険特別会計繰出金	5,134
4	障害者自立支援事業		106,675
		障害福祉サービス費事業	55,633
		障害児給付費事業	41,575
		国庫負担金等超過交付金返還金	9,467
5	介護保険特別会計繰出事業		△5,833
		介護保険特別会計繰出金	△5,833
6	児童扶養手当支給事業		10,175
		国庫負担金等超過交付金返還金	10,175
7	児童手当支給事業		2,771
		児童手当システム改修委託	1,980
8	やまゆり保育所管理運営事業		2,911
		やまゆり保育所遊戯室照明LED交換工事	1,062
		やまゆり保育所所庭側通路柱塗装工事	969
		やまゆり保育所合併処理浄化槽ブロアモーター交換工事	880

No	事業内容	単位：千円
9	民間保育所事業（政策）	27,362
	保育対策総合支援事業費補助金	2,004
	国庫補助金等返還金	25,358
10	認定こども園事業	92,062
	市内認定こども園給付費	89,769
11	生活保護等総務事業	18,823
	国庫負担金等超過交付返還金 生活保護費負担金、生活困窮者自立支援 負担金、生活保護適正化推進事業補助金	18,823
12	生活保護等扶助事業	50,732
	介護扶助費	4,330
	医療扶助費	46,402
13	各種検診事業	1,870
	健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備 事業に伴うシステム改修	1,870
14	ウエルネスプラザ管理運営事業（政策）	1,793
	ウエルネスプラザ駐車場整備設計委託	1,793
15	園芸振興事業（政策）	6,900
	儲かる産地支援事業費補助金	6,900
16	土地改良整備支援事業（政策）	3,205
	県単土地改良上乗せ補助金	3,205

No	事業	内 容	単位：千円
17	農地維持・資源向上対策事業		4,682
		県交付金等返還金	4,682
18	雪入ふれあいの里公園等管理運営事業（政策）		3,086
		三ツ石森林公園休憩所整備計画委託	468
		三ツ石森林公園周辺遊歩道用地測量業務委託	2,618
19	ふるさと応援事業（政策）		5,402
		ふるさと応援寄附金謝礼品	4,084
		ふるさと納税一括業務委託	1,182
	合 計		321,378

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

1	債務負担行為（追加） かすみがうら市交流センター等指定管理料	135,084
---	-----------------------------------	---------

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの指定管理者を、本年度に指定する必要があることから、債務負担行為を追加するもの。

議案第63号	令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
--------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ513万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ40億5千313万4千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	302,331	5,134	307,465
歳入合計	4,048,000	5,134	4,053,134

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	45,419	5,134	50,553
歳出合計	4,048,000	5,134	4,053,134

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	5,134	総務課

〔 市民部：国保年金課 〕

議案第64号	令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第1号）
--------	--------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ84万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億404万7千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰越金	1	847	848
歳入合計	903,200	847	904,047

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合 納付金	897,264	847	898,111
歳出合計	903,200	847	904,047

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 後期高齢者医療広域連合納付金の事業費		
後期高齢者医療広域連合納付事業	847	国保年金課

〔 市民部：国保年金課 〕

議案第65号	令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
--------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ108万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ39億875万1千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	706,601	△5,833	700,768
繰越金	2,062	6,922	8,984
歳入合計	3,907,662	1,089	3,908,751

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	100,871	△5,833	95,038
地域支援事業費	120,621	186	120,807
諸支出金	2,064	6,736	8,800
歳出合計	3,907,662	1,089	3,908,751

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	△5,833	総務課
イ 地域支援事業費の事業費		
職員等人件費	186	総務課

ウ 諸支出金の事業費

国庫支出金等返還事業

6,736

介護長寿課

[ 保健福祉部:介護長寿課 ]

議案第66号	(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事 変更請負契約の締結について
--------	--

1 要 旨

(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事の第1回変更契約について、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第51号)第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 工事名称 (仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事  
建築工事

(2) 工事概要

種 別	主な変更内容
建築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存校舎の内装補修工事、避難用外部階段改修工事の追加</li> <li>・既存体育館の消防設備修繕工事の追加</li> <li>・校舎中庭外構工事の追加</li> <li>・敷地内樹木の撤去処分工事の追加</li> </ul>

(3) 変更前の契約金額 1,388,200,000円

今回変更契約額 28,600,000円 増額

変更後の契約金額 1,416,800,000円

(4) 相手方 田中・宮本特定建設工事共同企業体

代表者 茨城県筑西市藤ヶ谷2075番地

株式会社田中工務店

代表取締役 田中 邦明

構成員 茨城県かすみがうら市岩坪正仏田2204

株式会社宮本建設工業

代表取締役 宮本 正己

(参考)

工期 令和2年7月15日から令和4年2月28日まで

[ 総務部：検査管財課 ]

議案第67号	かすみがうら市交流センター等の指定管理者の指定について
<p>1 要 旨</p> <p>令和4年3月31日をもって、かすみがうら市交流センター等の指定管理期間が満了となることから、引き続き指定管理者制度を導入し、当該施設を管理することとしたく、かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者の選定を行ったので、地方自治法第244条の2第6項の規定により下記候補者を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 候補者名</p> <p>かすみがうら市大和田562 株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー 代表取締役 今野浩紹</p> <p>(2) 指定期間</p> <p>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">〔 産業経済部：観光課 〕</p>	

## 1 要 旨

土浦市より、かすみがうら市の行政区域内に土浦市道Ⅰ級42号線の一部を設置するため、地方自治法第244条の3第1項の規定に基づく協議の申し出がありましたことから、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

## 2 内 容

(1) 施設の名称 土浦市道Ⅰ級42号線

(2) 設置の場所 かすみがうら市宍倉6161番1から  
かすみがうら市宍倉6161番69まで

(3) 概算事業費 559,300,000円

(内訳)

296,065,000円 (国補:55%)

194,793,900円 (土浦市)

68,441,100円 (かすみがうら市)

※ 負担割合 土浦市74% かすみがうら市26%

(4) 事業スケジュール

令和4年度 用地買収、物件補償等

令和5～7年度 道路改良工事

(5) その他

別紙をご参照ください。

[ 都市建設部：道路課 ]

## 土浦市道 I 級 4 2 号線の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により  
土浦市道 I 級 4 2 号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

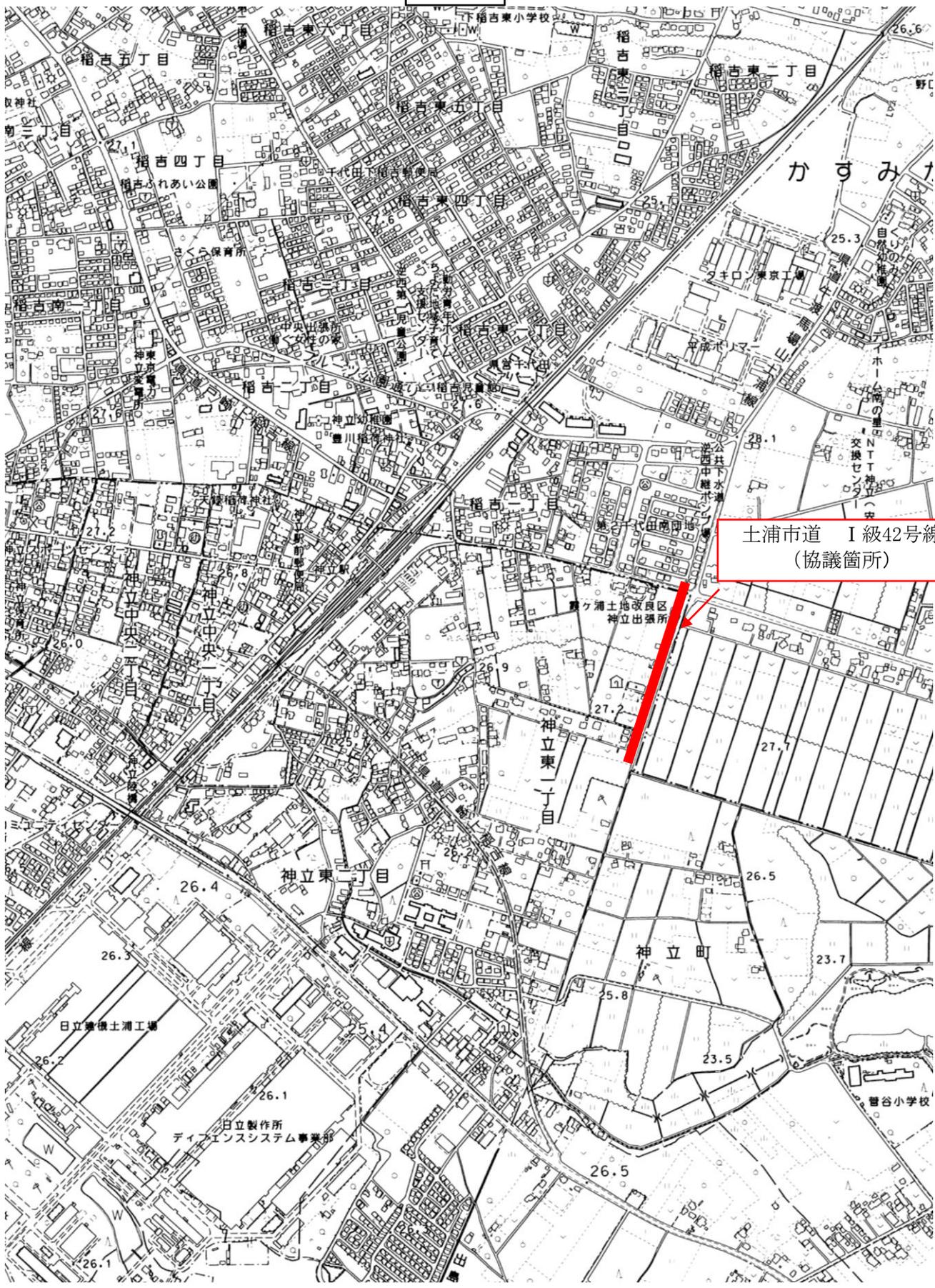
令和 年 月 日

土 浦 市 長 安藤 真理子

かすみがうら市長 坪 井 透

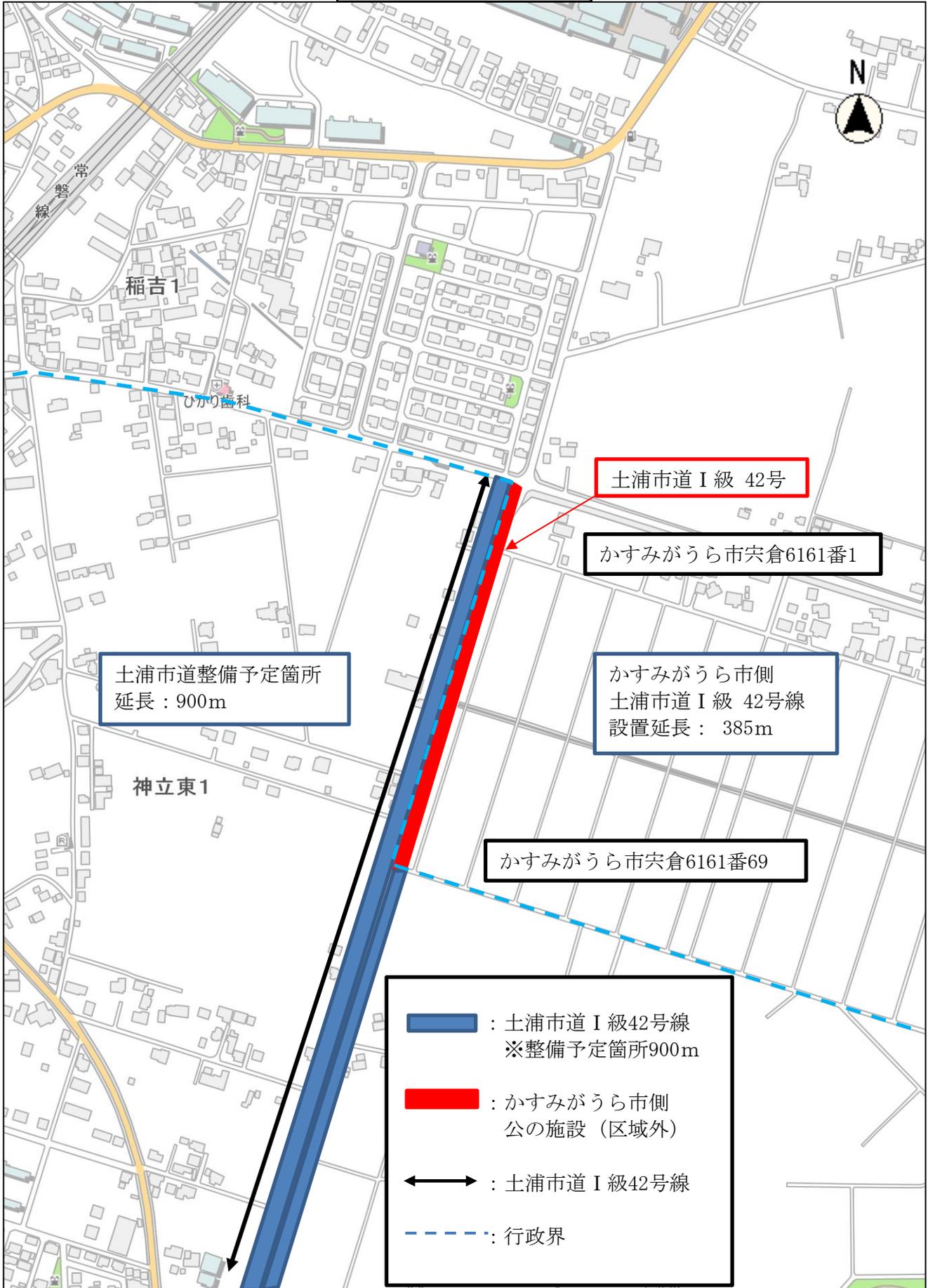
- 1 施設の名称 土浦市道 I 級 4 2 号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 1 から  
かすみがうら市宍倉 6 1 6 1 番 6 9 まで
- 3 位 置 図 別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の設置に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 そ の 他 この協議書に定めないことについては、その都度両市で協議を行い定めるものとする。

位置図

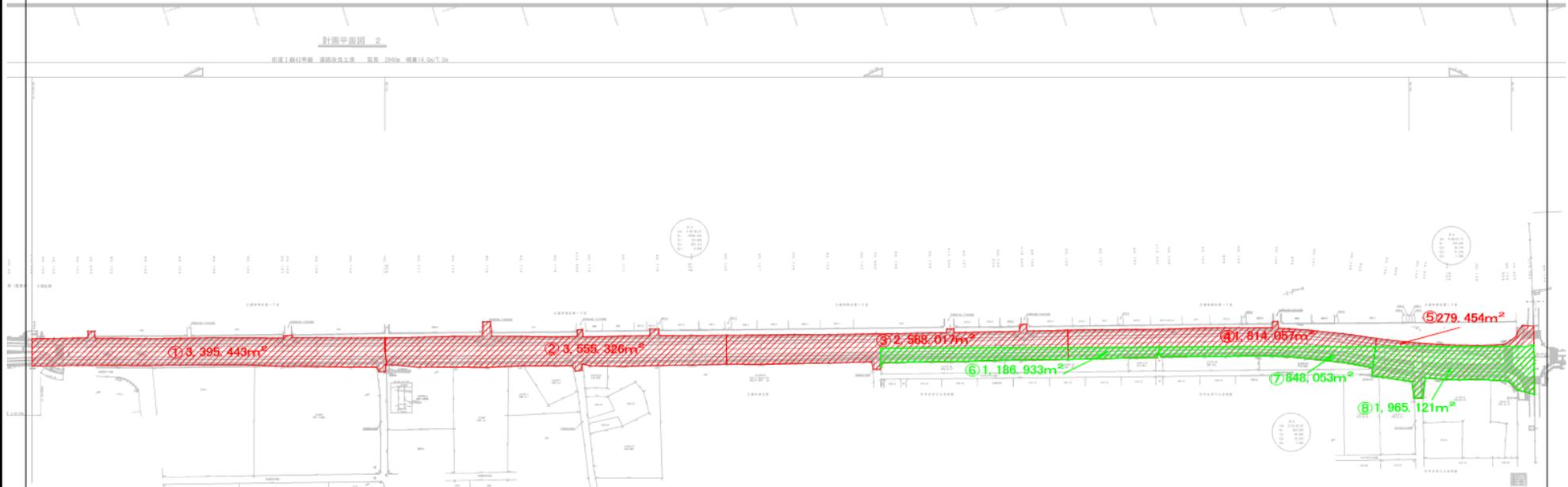


土浦市道 I級42号線  
(協議箇所)

詳細位置図



# 田村沖宿線延伸道路Ⅱ期 整備箇所図



総整備面積: 15,612.404m<sup>2</sup>( A )

Nb.	整備面積(土浦市)
①	3,395.443m <sup>2</sup>
②	3,555.326m <sup>2</sup>
③	2,568.017m <sup>2</sup>
④	1,814.057m <sup>2</sup>
⑤	279.454m <sup>2</sup>
計	11,612.297m <sup>2</sup> ( B )

Nb.	整備面積(かすみがうら市)
⑥	1,186.933m <sup>2</sup>
⑦	848.053m <sup>2</sup>
⑧	1,965.121m <sup>2</sup>
計	4,000.107m <sup>2</sup> ( C )

凡例(面積)

: 道路整備箇所(土浦市)

: 道路整備箇所(かすみがうら市)

◎整備面積割合

土浦市: ( B ) / ( A ) \*100≒74%

かすみがうら市: ( C ) / ( A ) \*100≒26%

議案第69号

市道路線の認定について

1 要 旨

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

石岡市と本市とが、災害時における緊急輸送路及び災害拠点病院（土浦協同病院）への連絡道路の一体的な整備を図るため、（仮称）石岡・かすみがうら広域幹線道路として新設を進める路線（新治地内）について市道認定をするもの。

（1） 認定しようとする路線

ア 路線名 市道6—0015号線

イ 延長 600.00メートル

〔 都市建設部：道路課 〕

認定位置図



議案第70号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>石岡市と本市とが、災害時における緊急輸送路及び災害拠点病院（土浦協同病院）への連絡道路の一体的な整備を図るため、（仮称）石岡・かすみがうら広域幹線道路として新設を進める路線（下稲吉地内）について市道認定をするもの。</p> <p>（1） 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道6—0016号線</p> <p>イ 延長 260.00メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

認定位置図



議案第71号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>稲吉4丁目地内に位置し、開発行為により造成された路線の市道認定をするもの。</p> <p>(1) 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8—2931号線</p> <p>イ 延長 43.82メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

認定位置図



議案第72号

市道路線の廃止について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

男神地内に位置する路線を廃止するもの。

(1) 廃止しようとする路線

ア 路線名 市道6040号線

イ 延 長 63.18メートル

[ 都市建設部：道路課 ]

路線廃止位置図



議案第73号

市道路線の変更について

1 要 旨

坂地内の市道の一部について、行政財産の整理に伴う用途廃止より、市道5146号線の路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

坂地内に位置する路線を変更するもの。

(1) 変更しようとする路線

ア 路線名 市道5146号線

イ 延長 937.12メートル

[ 都市建設部：道路課 ]

路線変更位置図

変更前路線

変更後路線

【路線変更箇所】市道5146号線

【変更前】

起点：坂2189番2

終点：坂2076

延長：937.12m

幅員（最小）4.00m（最大）6.80m

【変更後】

起点：坂2189番2

終点：坂2082番3

延長：851.72m

